

## 愛知県後期高齢者医療広域連合規則第2号

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の  
一部を改正する規則

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年広域連合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条ただし書中「場合」の次に「その他広域連合長が特に必要があると認める場合」を加える。

附則第3項中「令和4年3月31日」を「令和4年6月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。